

# 富山県立大学授業料等免除等実施要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、富山県立大学の授業料、入学料及び入学料査料（以下「授業料等」という。）の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予（以下「免除等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(授業料の免除等の対象となる者)

第2条 規程第5条第1項の規定に基づき授業料の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学試験及び学業成績が特別に優秀であると理事長が認めた者（富山県内の高等学校を卒業した者に限る。）
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下、「修学支援法」という。）第8条第1項の規定による認定を受けた者
- (3) 次のいずれかに該当する者（合理的な理由がなく、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方自治体が行う奨学金又はそれに準ずる制度の受給申請をしない者を除く。ただし、学部生のうち、修学支援法施行規則第9条第3項に規定する者については、令和元年度以前に入学した者で、原則として修学支援法に基づく申請をした者に限る。）

ア 経済的理由により修学に困難があり、かつ、学業成績が優秀であると理事長が認めた者（学生及び富山県立大学大学院に論文準修士を修得するために研究生として入学する者で入学時に離職中であるものに限る。）

イ 授業料の各期ごとの納付期限前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除等に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受け、経済的理由により修学に困難があると理事長が認めた者（学業成績が著しく不良の者を除く。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、やむを得ない事情があると理事長が認めた者

2 授業料の徴収猶予を受けることができる者は、前項第2号及び第3号に掲げる者に準ずる者で、納付期限までに授業料の納付が困難であると理事長が認めたものとする。

(入学料の免除等の対象となる者)

第3条 規程第5条第1項の規定に基づき入学料の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入学試験の成績が特別に優秀である者（富山県内の高等学校を卒業した者に限る。）
- (2) 修学支援法第8条第1項の規定による認定を受けた者

- (3) 入学手続前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受け、経済的理由により修学に困難があると理事長が認めた者（学部生のうち、修学支援法施行規則第9条第3項に規定する者を除く。）
  - (4) 富山県立大学の学部に入学者の入学料については、経済的理由により修学に困難があり、かつ、学業優秀であると理事長が認めた者（修学支援法施行規則第9条第3項に規定する者を除く。）
  - (5) 富山県立大学大学院及び専攻科に入学者の入学料については、経済的理由により修学に困難があり、かつ、学業優秀であると理事長が認めた者（学生及び論文準修士を修得するために研究生として入学する者で入学時に離職中であるものに限る。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると理事長が認めた者
- 2 入学料の徴収猶予を受けることができる者は、前項第2号、3号、4号、5号若しくは6号に掲げる者に準ずる者で、納付期限までに入学料の納付が困難であると理事長が認めたものとする。
- （入学考査料の徴収猶予の対象となる者）

第4条 規程第5条第1項の規定に基づき入学考査料の徴収猶予を受けることができる者は、入学試験の出願前1年以内において、本人又は学資負担者が天災その他の災害を受け、納付期限までに入学考査料の納付が困難であると理事長が認めた者とする。

## 第2章 特別免除

（免除の対象となる基準）

第5条 第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に掲げる者に係る判定の基準は次のとおりとする。

- (1) 申請者が1年次生の場合にあっては、入学試験の成績が理事長が別に定める成績基準を満たすこと。
- (2) 申請者が2年次生以上の場合にあっては、1年次生の時に第2条第1項第1号に該当することにより授業料を免除された者（以下、「1年次生時免除者」という。）であって、かつ、前年次の学業成績が所属学科において上位10パーセント以内であること。ただし、所属学科の上位10パーセントに相当する人数が1年次生時免除者の人数を下回る場合は、1年次生時免除者の人数以内とする。

なお、申請者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の所得の認定所得金額（所得金額（収入金額から必要経費を控除した金額をいう。）から理事長が別に定める特別控除額を控除した額をいう。（第10条第1項第1号にお

いて同じ。) ) が、理事長が別に定める収入基準額以下である場合、全部免除の対象とし、収入基準額以上の場合、一部免除の対象とするものとする。

(免除の方法)

第6条 第2条第1項第1号に掲げる者に係る授業料の免除は前後期分を一括して行う。

2 第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に掲げる者に係る授業料及び入学料の免除は、申請者が1年次生の場合にあってはその全額を、申請者が2年次生以上の場合、全部免除にあってはその全額を、一部免除にあってはその半額を免除する。

(免除の申請)

第7条 第2条第1項第1号又は第3条第1項第1号に該当することにより授業料又は入学料の免除を受けようとする者は、富山県立大学長（以下「学長」という。）が定める期限までに、授業料等特別免除申請書に、誓約書及び成績を証する書類を添えて、学長を経由して理事長に提出するものとする。ただし、申請者が2年次生又は3年次生以上で前年に授業料を免除されなかった者にあっては、誓約書、成績を証する書類のほか、理事長が別に定める所得に関する証明書等を添えなければならない。

(免除の決定、通知等)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、免除の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に対して、授業料又は入学料を免除する旨、又はしない旨を文書で通知するものとする。

(免除の取消し)

第9条 理事長は、前条第1項の規定により免除する旨の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 当該年度の途中において免除の理由を失った場合
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により決定を受けた場合
- (3) 当該年度の途中において退学となった場合
- (4) 当該年度の途中において懲戒となった場合

### 第3章 普通免除等

(免除等の対象となる基準)

第10条 第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号に掲げる者に係る判定の基準は、修学支援法の定めによる。

2 第2条第1項第3号若しくは第2項又は第3条第1項第3号、4号若しくは5号に掲げる者に係る経済的理由及び学業成績の判定の基準は次のとおりとする。

(1) 申請者の属する世帯の前年の所得の認定所得金額が、理事長が別に定める収入基準額以下であること。

(2) 在籍する年次ごとに理事長が別に定める成績基準を満たすこと。

(免除等の方法)

第11条 第2条第1項第2号若しくは第3号及び第2項に掲げる者に係る授業料の免除等は、学生は前後期ごとに、研究生は、研究期間分を一括して行う。なお、授業料の免除等の対象となる期の途中において休学・退学・除籍となった場合であっても、前後期ごと若しくは研究期間分を一括して行う授業料の免除の額は変更しないものとする。

2 第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号に掲げる者に係る授業料及び入学料の免除の額は、修学支援法の定めによる。なお、前後期の途中で第2条第1項第2号に掲げる者となった場合は、月割計算により対象となった月以降の授業料を免除する。また、第2条第1項第2号に掲げる者のうち、前後期の途中で修学支援法に定める支援区分が変更となりうる者については、当該期の最後の支援区分確定後に、月割計算により免除の額を算定する。

3 第2条第1項第3号又は第3条第1項第3号、4号若しくは5号に掲げる者に係る授業料及び入学料の免除は、全部免除にあってはその全額を、一部免除にあってはその半額を免除するものとする。

4 授業料等の徴収猶予は、理事長が定める日までを限度として行う。

(授業料免除等の申請)

第12条 第2条第1項第2号に該当することにより授業料の免除等を受けようとする者は、学長が定める期限までに、修学支援法による申請書等を提出するものとする。

2 第2条第1項第3号に該当することにより授業料の免除等を受けようとする者は、学長が定める期限までに、授業料免除等申請書に、授業料の納付が困難である事実を証する書類、又は納付期限前6月以内（新入学者にあっては入学前1年以内）に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受けた事実を証する書類を添えて、学長を経由して理事長に提出するものとする。

(入学料免除等の申請)

第13条 第3条第1項第2号に該当することにより入学料の免除等を受けようとする者は、学長が定める期限までに、修学支援法による申請書を提出するものとする。

2 第3条第1項第3条第1項第3号、4号、5号若しくは6号に該当することにより入学料の免除等を受けようとする者は、入学手続時に入学料免除等申請書に、入学手続前1年以内に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者

が天災その他の災害を受けた事実を証する書類及び入学料の納付が困難、又は一時的に困難である事実を証する書類を添えて、学長を経由して理事長に提出するものとする。

(入学査料猶予の申請)

第14条 入学査料の猶予を受けようとする者は、出願時に入学査料猶予申請書に、出願前1年以内に、本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受けた事実を証する書類及び入学査料の納付が一時的に困難である事実を証する書類を添えて、学長を経由して理事長に提出するものとする。ただし、状況により申請が困難と判断される場合は、この限りではない。

(免除等の決定、通知等)

第15条 理事長は、前3条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、免除又は徴収猶予の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に対して授業料等の免除等をする旨、又はしない旨を文書で通知するものとする。

(免除等の取消し)

第16条 理事長は、前条第1項の規定により授業料等の免除等をする旨の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 当該年度の途中において免除等の理由を失った場合
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により決定を受けた場合
- (3) 一部免除の決定を受けた者が納付すべき授業料又は入学料を納付期限までに納付しなかった場合
- (4) 徴収猶予の決定を受けた者が納付すべき授業料等を猶予期限までに納付しなかった場合

(申請等にかかる書類の様式)

第17条 申請等にかかる書類の様式は、別表に定めるとおりとする。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

2 修学支援法に基づく事項のうち、この要綱に定めのないものについては、修学支援法の定めによる。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 23 年度授業料及び平成 23 年度入学者に係る入学料から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正前の富山県立大学授業料等免除等実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。